

匿名加工情報の取扱方針

当院は、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報（以下、匿名加工情報とする。）を継続的に作成し、これを第三者に提供しています。匿名加工情報の取扱いに関連する事項について以下の通り公表します。

1. 匿名加工情報に関する安全管理措置等について

当院は、匿名加工情報について、その安全管理のために必要な措置、及び、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じています。

- 匿名加工情報の取扱責任者は、当該匿名加工情報の取扱いに関するルールを整備・運用しています。当該ルールは内外の環境変化に応じて適宜見直しを行っています。
- 匿名加工情報の取扱いに関するルールの周知徹底を図るために、定期的に研修を実施しています。
- 匿名加工情報に対する内外の不正なアクセスを防止するために、執務室等への入退管理をはじめ、媒体等の施錠管理を実施しています。
- 匿名加工情報に対する従業員の不正なアクセスを防止するために、匿名加工情報に関連する機器等において二要素認証を含む適切な認証を行い、定められた者のみがアクセス可能となるようにアクセス制御を行っています。また、外部からの不正アクセスを防止する為に適切な措置を講じています。
- なお、当院は匿名加工情報について、個人を識別する目的で他の情報と照合する行為を禁止しています。

2. 作成する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目について

当院は、レセプト（医科）[※1]、レセプト（DPC）[※2]、及びDPCデータ[※3]のうち様式1、様式4、Dファイル、EF統合ファイル、Hファイルを用いて匿名加工情報を作成しています。これらに含まれる個人に関する情報は、以下の通りです。

●レセプト（医科、DPC）：

医療機関コード、生年月日、被保険者証の記号・番号等の番号等

●DPCデータのうち様式1、様式4、Dファイル、EF統合ファイル、Hファイル：

施設医師コード、生年月日、被保険者証の記号・番号等の番号、郵便番号、個人を測定・診断等した結果等

ただし、上記データにおいて、患者様ご本人を特定し得る情報については、次の通り加工されています。

- 氏名、カルテ番号、データ識別番号等の個人に直接紐づく記号を不可逆的に変換
- 生年月日は生年月を変換（90歳以上は削除）
- 被保険者証の記号・番号等の番号は下4桁までを一律削除
- 個人を測定・診断等した結果のうち、特異な値については丸め込み処理を実施
- 自由に記載可能な文字列を削除
- 郵便番号は下4桁を削除

※1：オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）

※2：オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）

※3：厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法 第5項第三号の規定に基づき厚生労働省が収集し管理する情報

3. 第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について

当院は、レセプト（医科）[※1]、レセプト（DPC）[※2]、及びDPCデータ[※3]のうち様式1、様式4、Dファイル、EF統合ファイル、Hファイルを用いて匿名加工情報を作成しています。これらに含まれる個人に関する情報は、以下の通りです。

●レセプト（医科、DPC）：

医療機関コード、生年月日、被保険者証の記号・番号等の番号等

●DPCデータのうち様式1、様式4、Dファイル、EF統合ファイル、Hファイル：

施設・医師コード、生年月日、被保険者証の記号・番号等の番号、郵便番号、個人を測定・診断等した結果等

ただし、上記データにおいて、患者様ご本人を特定し得る情報については、次の通り加工されています。

- 氏名、カルテ番号、データ識別番号等の個人に直接紐づく記号を不可逆的に変換
- 生年月日は生年月を変換（90歳以上は削除）
- 被保険者証の記号・番号等の番号は下4桁までを一律削除
- 個人を測定・診断等した結果のうち、特異な値については丸め込み処理を実施
- 自由に記載可能な文字列を削除
- 郵便番号は下4桁を削除

また、匿名加工情報の提供の方法は次の通りです。

- 適切にアクセス制御されている環境におけるサーバ間の通信により送信

4. 匿名加工情報の取扱いに関するお問い合わせについて

当院における匿名加工情報等の取扱いに関するご質問に関しては、「ご依頼・お問い合わせはこちら」よりご連絡ください。